

# 予防接種についてお知らせです

4月1日から、予防接種は、義務から保護者が判断して受ける、努力義務へと変わります。学校で行う予防接種とポリオ・ツベルクリン・BCG・日本脳炎の予防接種以外は、『みんな一緒に』ではありません。

## 接種方法

- 個別接種 指定された医療機関で個々に予定を立てて接種を受けてください。  
集団接種 文化会館健康相談室で定められた日時に接種を受けてください。

麻疹（個別接種） 県内の指定医療機関で受けられます。市外で受ける場合は、保健環境課に問い合わせてください。

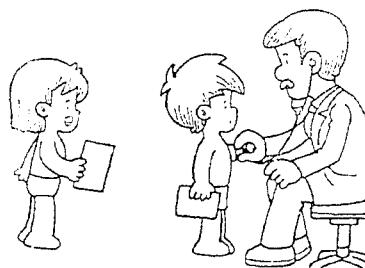
風疹（個別接種） 今まで中学生の女子だけを対象に接種していましたが、この4月1日からは、全ての子どもたちが対象になります。平成5年4月2日生まれからが個別接種の対象です。市内の指定医療機関で受けられます。これ以前の出生者は、小中学校で接種します。

※風疹の予防接種を受ける場合、必ず麻疹の接種を先に済ませてください。

三種混合個別接種 市内の指定医療機関で受けられます。

- [ポリオ・ツベルクリン]  
BCG・日本脳炎 (集団接種)

※平成7年度は日本脳炎の予防接種は該当する子どもがいないので、学校では行いません。



接種の対象年齢が変更になります。

ポリオ	3～90カ月
三種混合	3～90カ月
麻疹	12～90カ月
風疹	12～90カ月

今まで受けていない方も受けることができます。

予防接種別に予診表の色が変わります。

百日咳にかかってしまった方は、三種（ジ・百・破）混合用の黄色い予診表ではなく、二種混合（ジ・破）の若草色の予診表です。予診表は、市役所保健環境課まで取りに来てください。

予防接種は正しい知識を持って受けましょう

予防接種を受ける前にガイドブック『予防接種と子どもの健康』をよく読んで、正しい知識を持って受けましょう。

ガイドブックは、初めて対象となる予防接種の通知の時に、同封します。お子さんが中学校を卒業するまで大切に保管してください。

## 保険証は 正しく使いましょう

- いつでも使えるように、必ずわかる所に保管しましょう。
- 国保以外の健康保険に加入したり、他地区へ転出する場合は、市役所に届け出してください。
- 紛失したり、破れたときは再交付しますので、国保係に申し出てください。
- 修学や長期旅行のために、家族と離れて住まなければならぬ場合は、もう一枚の保険証を発行します。
- 保険証の貸し借りは罰せられますので、しないでください。
- 有効期限の切れた保険証は使えませんので、市役所へお返しください。



三月号の広報でお知らせしたように、三月二十八日に国民健康保険者証を郵送にて、お送りしていると思います。

しかし、何かの手違いなどで、まだ、お手元に届いていないこともあります。頂きたいと思います。今回の発送は、国保税の完納世帯に限らせて頂きましたが、保険税を納める意志はあっても、災害にあつたり失業や病気などの事情でどうしても納付が困難な世帯については、保険税の徴収猶予などもありますので、市役所税務課徴収係へご相談ください。

国民健康保険 被保険者証	
有効期限	
記号番号	
姓	
名	
性別	
生年月日	
主店舗	山梨県 都留市
扶養者	190041
登録番号	山梨県都留市上条一丁目1番1号
住所	〒4054-43-1111
支拂額	3割
支拂年月日	平成 年 月 日